

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ 現地説明会

- > 現状変更等の許可制度について
- > 国有財産の使用許可制度について

平成31年3月27日

文化庁文化財第二課



史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度①

<u>1.現状変更等とは</u>

文化財保護法 第125条

(現状変更等の制限及び現状復旧の 命令) ○史跡名勝天然記念物に関し<u>その現状を変更</u>し、又は<u>その保存に影響を及ぼす行</u> <u>為</u>をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

oただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置 をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、こ の限りではない。

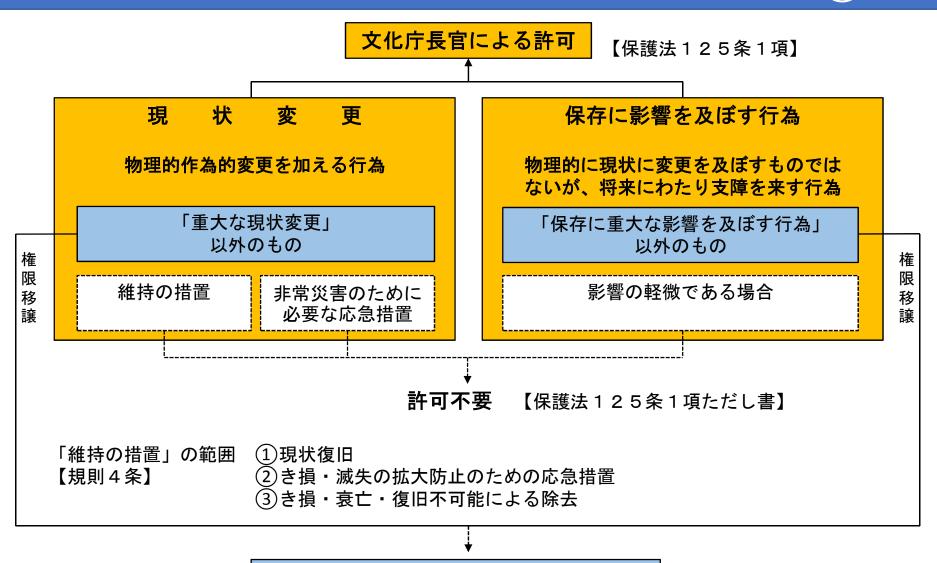
文化財保護法施行 令 第5条

(都道府県または 市の教育委員会が 処理する事務) ○次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(市の区域にあっては当該市の教育委員会)が行うこととする。

- ・次に掲げる現状変更等に係る法第125条の規定による許可及びその取消並びに停止命令
- イ 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築
- ロ 指定面積150ha以上の史跡名勝天然記念物の第一種及び第二種低層住居 専用地域における小規模建築物の新築・改築・増築
- ハ 工作物の設置・改修、道路の舗装・修繕
- ニ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置・改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水道、下水道管その他これらに類する工作物の 設置・改修
- へ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物 等に係るものに限る)
- ト 木材の伐採
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取



史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度②



都道府県・市の教育委員会による許可

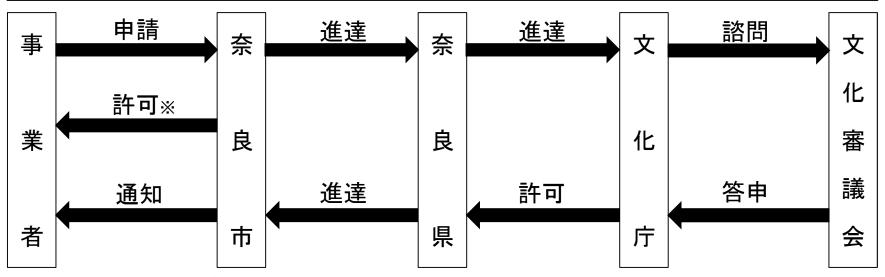
【施行令5条4項1号】



史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度③

2. 現状変更等の許可申請

- ▶ 国による許可に際しては、あらかじめ文化審議会(月1回)へ諮問が必要。
- ▶ 申請は期間的な余裕をもって行う。特に大規模な現状変更等は、第三専門調査会(年2回)による調査や経過報告等が必要となる場合もあるので、相当程度の期間的余裕が必要。
- ▶ 現状変更するにあたっては文化財調査官と相談のうえ準備を進める。 (現状変更等の際には、世界文化遺産の保護の観点からも価値を損ねないよう留意が必要)



※施行令5条4項1号に基づく許可の場合



国有財産の使用許可制度について①

1. 国有財産の使用許可とは

国有財産法 第18条 (処分等の制限)

○行政財産は貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目 的とし、又は私権を設定することができない。

○行政財産は、<u>その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を</u> <u>許可することができる</u>。

【用途又は目的を妨げない限度】

以下のいずれにも該当しないこと。

- 1 国の事務、事業の遂行に支障の生じる恐れがあること
- 2 行政財産の管理上支障が生じる恐れがあること
- 3 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
 - (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であること
 - (2) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもののように供しようとすること
 - (4) 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- 4 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること【使用許可期間】
- 1年以内(必要に応じて更新可、最長5年)



国有財産の使用許可制度について(2)

2. 国有財産の使用許可申請

- > 申請窓口は奈良県。
- ▶ 申請は期間的な余裕をもって行う。(通常使用開始の2か月前程度)
- ▶ 通常は使用面積・使用期間によって所定の使用料の事前納付が必要。
- ▶ 使用許可申請にあたっては事前に文化庁と相談のうえ準備を進める。

